

住宅リフォーム支援事業

住宅リフォームに対し、補助金を交付します

市内建築関連事業者の受注機会の増加を図り、地域経済の振興に資することを目的に、市民の皆さんが行う住宅のリフォームに対して補助金を交付します。
申請の受付は先着順で、予算額に達し次第締め切ります。
リフォームを予定されている方はお早目に申請をお願いします。

1. 補助金を受けられる対象者は？

- (1) 市内に居住する市民で、市内に所有する住宅をリフォームされる方
- (2) 市税、介護保険料、保育料、水道料、下水道使用料等の滞納がない方（世帯員を含む。）
- (3) 過去にこの補助金（小規模建築等事業者支援事業を含む。）の交付を受けていない方

2. 補助の対象となるリフォームは？

- (1) **リフォームに要する経費（税込み）が30万円以上であること。**

リフォーム工事	内 容
建物の修繕工事、建物の利便性を向上させる工事及び建物の寿命を延ばす工事で右記の表に掲げるもの	① 基礎（犬走りを含む。）、土台、柱、梁、屋根（雨樋を含む。）及び床の修繕並びに改修 ② 外壁、床、内壁（建具を含む。）及び天井の仕上げ材の修繕並びに改修 ③ 間取り及び部屋の改修 ④ 給排水設備配管に関わる修繕並びに改修 ⑤ 電気設備配管及び配線に関わる修繕並びに改修 ⑥ その他これらに類するもので市長が認めるもの

[留意点]

- ① 対象となる「住宅」は、現に居住又は居住しようとする既存の家屋です。
倉庫、車庫、納屋、塀等の外構修繕工事、また共同住宅のリフォームは対象となりません。ただし、倉庫や車庫等を住宅にリフォームする工事は対象となります。
- ② 改修には、増築、改築、模様替え又は改造を含みます。
- ③ カーテン、ブラインド類、網戸の新調及び取替に限ったものは対象となりません。
- ④ 家庭用電化製品、電磁調理器、ガスコンロ、給湯器等の購入及び取替に限ったものは対象となりません。

- (2) **市内住宅リフォーム事業者に請負わせて行うリフォームであること。**

請負業者が、申請日現在において、市内に本店若しくは本社が登記されている法人又は市に納税申告している個人事業者であること。

請負業者が下請けを依頼する場合、1次下請けが全て市内業者であること。

- (3) **リフォームは補助金の交付決定後に着工し、年度内（3月末）に完了すること。**

裏面へつづく

3. 補助金の額は？

リフォームに要した**経費の10%**で、**10万円を限度に補助**します。

4. 他の制度と併用して利用できるの？

「庄原市地域木材住宅建築普及奨励金」以外の制度と併用して利用することはできません。
また、この制度による助成は、同一申請者、同一住宅につき1回限りです。

5. 補助金の申請に必要な書類は？

申請に必要な書類

- | | |
|-----------------|---|
| ① 補助金交付申請書 | ⑥ 市内業者であることに関する申告書 |
| ② 工事見積書 | ⑦ 施工業者が市内業者であることを証する書類（所得税の確定申告書の写し又は登記簿の写しなど） |
| ③ 平面図 | ⑧ 下請けの場合、1次下請け業者リスト（任意様式）及び下請業者が市内業者であることを証する書類 |
| ④ 付近見取図（住宅の位置図） | |
| ⑤ 施工予定箇所の写真 | |

※ ⑥⑦⑧は請負業者へ相談してご準備ください。

※ 申請に必要な様式は、本庁の都市整備課又は各支所の担当室に備えています。
庄原市HPからもダウンロードできます。

補助金の申請はいつから？

申請は、**令和4年4月20日（水）**から受け付けます。

申請は先着順で受け付け、順次審査し補助金の交付を決定します。

予算額に限りがありますので、予算額に達し次第締め切ります。

<お問い合わせ・申請先>

制度に関する問い合わせや相談、申請書等の提出先は次のとおりです。

庄原市役所 環境建設部都市整備課

電話：(0824) 73-1172 FAX：(0824) 73-1147

Email：toshi-kanri@city.shobara.lg.jp

西城支所 地域振興室 (0824) 82-2181

東城支所 産業建設室 (08477) 2-5141

口和支所 地域振興室 (0824) 87-2113

高野支所 地域振興室 (0824) 86-2113

比和支所 地域振興室 (0824) 85-3003

総領支所 地域振興室 (0824) 88-3065

